

平成 27 年度第 1 回仁淀川町農業委員会定例総会会議録

1. 平成 27 年度第 1 回仁淀川町農業委員会定例総会を平成 27 年 5 月 26 日仁淀川町多目的研修集会施設 3 階ホールに召集する。

委員定数 21 名

現委員 21 名

2. 出席委員 19 名

(事務局) 5 名

欠席委員 2 名

3. 議案

議案第 1 号… 農地法第 3 条の規定による許可申請の審議について (6 件)

議案第 2 号… 農地法第 4 条の規定による許可申請の審議について (1 件)

議案第 3 号… 非農地証明願の審議について (2 件)

議案第 4 号… 農業振興地域整備計画に係る農用地区域変更 (除外) 申請書の審議について (2 件)

議案第 5 号… 下限面積の設定について

その他

開会 午後 4 時 20 分

事務局長 (●●) 平成 27 年度第 1 回農業委員会定例総会の開会宣言

本日の出席数は 19 名、在任委員は 21 名で過半数に達しており会は成立
会長 挨拶

本日の署名委員 (5 番 ●●委員 6 番 ●●委員) を指名し、議案の審議に入る。

議案第1号

(農地法第3条の規定による許可申請の審議について)

(1) 権利取得者が町内

○受付第1号(所有権移転)

[事務局 ●●説明]

譲渡人は、仁淀川町●●の●●さん、●●歳、●●

譲受人は、仁淀川町●●の●●さん、●●歳、農業

土地は6筆あり、所在は、

●●字●● ●●番 面積 715 m²

同所字●● ●●番 面積 125 m²

同所字●● ●●番 面積 76 m²

同所字●● ●●番 面積 220 m²

同所字●● ●●番 面積 903 m²

同所字●● ●●番 面積 72 m²

合計面積 2,111 m²

全筆、台帳・現況とも畑となっています。

譲渡理由は、親から子への贈与となっています。

[地区担当農業委員 ●●委員]

5月22日に事務局の●●さん、●●さんの3人で現地確認を行いました。現地は県道から見える場所にあります。譲受人の●●さんのご主人も農協に勤めており、農業に理解のある方です。

1. 権利を取得する●●さんは、町内在住であることを確認。
2. 現地は、農地であることを確認。
3. 権利を取得する●●さんは普段から積極的に耕作されており、取得後3年間以上耕作をすることは間違いありません。
4. 権利を取得する●●さんは、150日以上農作業に従事することを確認。
5. 権利を取得する●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認。
6. 権利を取得する●●さんは、取得後において農地の合計面積が10アールに達していることを確認。

以上により、この所有権移転は問題ないと思います。

この件については、全員賛成により許可と決定する。

○受付第2号(所有権移転)

[事務局 ●●説明]

譲渡人は、広島県福山市●●町●●の●●さん、●●歳、●●

譲受人は、仁淀川町●●の●●さん、●●歳、●●

土地は全部で 25 筆あり、所在は、

●●字●● ●●番	面積 156 m ²
同所字●● ●●番	面積 79 m ²
同所同字●●番	面積 310 m ²
同所字●● ●●番	面積 60 m ²
同所字●● ●●番	面積 112 m ²
同所同字●● ●●番	面積 98 m ²
同所同字●● ●●番	面積 229 m ²
同所字●● ●●番	面積 289 m ²
同所字●● ●●番	面積 91 m ²
同所同字●●番	面積 98 m ²
同所字●● ●●番	面積 215 m ²
同所同字●●番	面積 79 m ²
同所字●● ●●番	面積 67 m ²
同所同字●●番	面積 776 m ²
同所同字●●番	面積 104 m ²
同所同字●●番	面積 287 m ²
同所字●● ●●番	面積 102 m ²
同所同字●●番	面積 140 m ²
同所字●● ●●番	面積 82 m ²
同所同字●●番	面積 175 m ²
同所字●● ●●番	面積 196 m ²
同所字●● ●●番	面積 72 m ²
同所字●● ●●番	面積 299 m ²
同所字●● ●●番	面積 74 m ²
同所同字●●番	面積 417 m ²

全筆、台帳・現況とも畑となっております。

合計面積 4,607 m²

譲渡理由は贈与となっております。

[地区担当農業委員 ●●委員]

5月19日に譲受人●●さんと現地確認を行いました。

1. 権利を取得する●●さんは、町内在住であることを確認。
2. 現地は全て農地であることを確認。
3. 権利を取得する●●さんは、取得後3年間以上耕作をすることを確認。
4. 権利を取得する●●さんは、農作業に150日以上従事することは間違いありません。
5. 権利を取得する●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないこと

を確認。

6. 権利を取得する●●さんは、取得後において農地の合計面積が10アールに達していることを確認。

以上により、所有権移転は問題ないと思います。

この件については、全員賛成により許可と決定する。

○受付第3（所有権移転）

〔事務局 ●●説明〕

譲渡人は、東京都中野区●●の●●さん、●●歳、●●

譲受人は、仁淀川町●●の●●さん、●●歳、農業兼●●

土地は全部で13筆あり、所在は、

●●字●● ●●番	面積	175 m ²
同所字●● ●●番	面積	347 m ²
同所字●● ●●番	面積	333 m ²
同所字●● ●●番	面積	171 m ²
同所字●● ●●番	面積	231 m ²
同所字●● ●●番	面積	23 m ²
同所同字●● ●●番	面積	23 m ²
同所同字●● ●●番	面積	52 m ²
同所字●● ●●番	面積	46 m ²
同所字●● ●●番	面積	26 m ²
同所同字●●番	面積	69 m ²
同所字●● ●●番	面積	251 m ²
同所同字●●番	面積	13 m ²

合計面積 1,760 m²

全筆、台帳・現況ともに畑となっております。

譲渡理由は売買となっております。

〔地区担当農業委員 ●●委員〕

5月20日に、事務局の●●さんと譲受人の●●さん、寺野の地理に詳しい地元の方の4人で現地確認を行いました。現地は採草地もありました。譲受人の●●さんは、●●建設の社長で、田んぼもたくさん持っておられます。

1. 現地は、農地であることを確認。
2. 権利を取得する●●さんは、町内在住であることを確認。
3. 権利を取得する●●さんは、取得後3年間以上耕作をすることを確認。
4. 権利を取得する●●さんは、150日以上従事することは間違いありません。
5. 権利を取得する●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを

確認。

6. 権利を取得する●●さんは、取得後において、農地の合計面積が10アールに達していることを確認。

以上により、問題ないと思います。

この件については、全員賛成により許可と決定する。

(2) 権利取得者が町外

○受付第1号(所有権移転)

[事務局 ●●説明]

譲渡人は、土佐市●●の●●さん、●●歳、農業

譲受人は、土佐市●●の●●さん、●●歳、農業

土地の所在は、	●●字●●	面積	217 m ²
	同所同字●●番	面積	493 m ²
	同所同字●●番	面積	108 m ²
	同所同字●●番	面積	146 m ²
	同所同字●●番	面積	291 m ²
	同所同字●●番	面積	49 m ²
	同所字●● ●●番	面積	849 m ²
		合計面積	2,153 m ²

全筆、台帳・現況とも畑となっております。

譲渡理由は、親から子への贈与です。

[地区担当農業委員 ●●委員]

5月25日に事務局の●●さんと譲渡人の●●さん立会のもと現地を確認してまいりました。●●さん親子は、住所は町外になっていますが、町内にも家があり、お茶や畑をきれいに耕作されています。

1. 現地は、農地であることを確認。
2. 権利を取得する●●さんは、取得後3年間以上耕作をすることを確認。
3. 権利を取得する●●さんは、150日以上従事することは間違いありません。
4. 権利を取得する●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認。
5. 権利を取得する●●さんは、取得後において、農地の合計面積が10アールに達していることを確認。

以上により、問題ないと思います。

この件は、全員賛成により原案通り可決。

○受付第2号（所有権移転）

〔事務局 ●●説明〕

譲渡人は、大阪市生野区●●の●●さん、●●歳、●●

譲受人は、高知市●●の●●さん、●●歳、農業

土地の所在は、●●字●● ●● 台帳・現況とも畑 面積 241 m²

譲渡理由は、売買です。

〔地区担当農業委員 ●●委員〕

5月25日に農地であることを確認しました。

1. 現地は、農地であることを確認。
2. 権利を取得する●●さんは、取得後3年間以上耕作をすることを確認。
3. 権利を取得する●●さんは、年間を通して農作業に従事しており、150日以上従事することは間違えありません。
4. 権利を取得する●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認。
5. 権利を取得する●●さんは、取得後において、農地の合計面積が10アールに達していることを確認。

以上により、問題ないと思います。

全員賛成により、許可と決定する。

○受付第3号（所有権移転）

〔事務局 ●●説明〕

譲渡人は、仁淀川町●●の●●さん、●●歳、農業

譲受人は、高知市●●の●●さん、●●歳、●●兼農業

土地は全部で10筆あり、所在は、

●●字●● ●●番	面積 89 m ²	
同所同字●●番	面積 227 m ²	
同所字●● ●●番	面積 876 m ²	台帳・現況とも田
同所字●● ●●番	面積 237 m ²	
同所同字●●番	面積 43 m ²	
同所同字●●番	面積 21 m ²	
同所字●● ●●番	面積 16 m ²	
同所同字●● ●●番	面積 147 m ²	台帳・現況とも田
同所同字●●番	面積 365 m ²	
同所同字●●番	面積 24 m ²	

最後の3筆については、台帳・現況とも田となっています。

それ以外の筆は、台帳・現況とも畑となっています。

譲渡理由は、贈与となっています。

[地区担当農業委員 ●●委員]

5月23日に事務局の●●さんと、申請者の●●さん親子の4名で現地確認を行いました。

1. 現地は、農地であることを確認。
2. 権利を取得する●●さんは、取得後3年間以上耕作をすることを確認。
3. 権利を取得する●●さんは、町外に住んでおりますので、農作業に150日以上従事することは難しいですが、代わりに町内に住んでいる父母が耕作を手伝い、年間150日以上農作業に従事することを確認。
4. 権利を取得する●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認。
5. 権利を取得する●●さんは、取得後において、農地の合計面積が10アールに達していることを確認。

以上により、問題ないと思います。

この件について、全員賛成により原案通り可決。

議案第2号

(農地法第4条の規定による許可申請書審議について)

○受付第1号(所有権移転)

[事務局 ●●説明]

申請人は、仁淀川町●●の●●さん

土地の所在は、●●字●● ●●番 面積566㎡

地目は台帳・現況とも畑です。

この件について、すでに耕作道を設置している為、次のページに始末書を付けております。

違反転用のあった時期は、平成17年2月頃です。

転用理由は、自己用住宅への転用となっております。

[地区担当農業委員 ●●委員]

5月21日に申請者の●●さん、事務局の●●さんの3人で現地確認をしてまいりました。写真のとおり赤線の区域内が転用農地となっております。

1. まず事業事実施の確立性について

- ① ●●さんは地元●●で働いており安定した収入が見込まれ、資力及び信用があることを確認しました。
- ② 転用行為の妨げとなる権利を有する者については、該当がありませんでした。
- ③ 行政庁の許認可等の処分については、該当がありませんでした。
- ④ 許可後遅滞なく事業の用に供することについては、許可後速やかに住宅造成及び住宅建

設が実施されることを確認しました。

- ⑤ 転用許可申請に係る農地と一体として事業目的に供するほかに必要な土地を利用できる見込みについては、該当がありません。
- ⑥ 農地転用面積が転用目的からみて適正かどうかは、必要最小限度の宅地造成となっており、問題ないと思われます。

2. 次に被害防除について

- ① 土砂の流出又は崩壊その他の災害については、対象農用地は傾斜が緩く造成しても問題ないと思われます。
- ② 農業用排水施設の機能への影響がないと確認しました。
- ③ 周辺農地の営農条件への支障については、同意を得ており、問題ないことを確認しました。

以上の確認の結果、この農地転用については問題ないと思います。

この件については、全員賛成により許可と決定する。

議案第 3 号

(非農地証明願の審議について)

○受付第 1 号

[事務局 ●●説明]

申請人は、大分県●●市●●の●●さん

土地の所在は、●●字●● ●●番 面積 386 m²

地目は、台帳は畑、現況は山林となっています。

転用された時期は、平成 15 年頃です。

転用した理由及び現在の状況は、前所有者である祖父が高齢のため農業に従事することが出来なくなりクヌギを植林し、現在に至る。

[地区担当農業委員 ●●委員]

申請者の●●さんは遠方に住まれているため、弟さんの奥さんと事務局の●●さんの 4 人で、5 月 19 日に現地確認を行いました。現地は、次のページの写真のとおりとなっております。20 年以上前は畑でしたが、祖父母が高齢の為 10 年以上前からクヌギを植林しております。

この件については、全員賛成となり非農地と承認する。

○受付第 2 号

[事務局 ●●説明]

申請者は、仁淀川町●●の●●さん

土地の所在は、●●字●● ●●番 面積 533 m²

地目は台帳は畑、現況は雑種地となっております。

転用時期は平成 10 年からです。

転用理由は、村道改良工事に伴い農地の一部が道路用地となり、また、周囲の田畑への耕作道として利用し現在に至る。

[地区担当農業委員 ●●委員]

5 月 21 日に、事務局の●●くんと 2 人で現地確認を行いました。平成 10 年頃から付近の田畑の耕作道として利用しており、写真のとおり一部はコンクリート舗装となっておりますので、農地への復旧は困難と思われます。

この件については、全員賛成により非農地と承認する。

議案第 4 号

(農業振興地域整備計画に係る農業地域変更(除外)申請書審議について)

○受付第 1 号

[事務局 ●●説明]

申請者は、高知市●●の●●さん

土地の所在は、●●字●● ●● 面積 370 m²

地目は、台帳・現況とも畑となっております。

変更後の用途は、管理道及び公園

変更理由は、●●地区は、「●●は道花に変わります」のキャッチコピーを掲げ、集落整備に取り組んでいますが、その中心園地としての旧●●屋式と裏山の整備、また遊歩道整備などに当該要地に管理道・作業道を敷設して活用し、残りの用地には植栽により集落景観の向上に努めるため。

[地区担当農業委員 ●●委員]

現地は写真のとおり茶畑であり、収穫はしていないが、管理はしているといった状況です。変更後の周りの農地への影響はないと思われますので、問題ないと判断します。

この件については、全員賛成により除外を承認する。

○受付第 2 号

[事務局 ●●説明]

申請者は、高知市●●番地の●●さん

土地の所在は、●●字●● ●●番 面積 179 m²

地目は、台帳・現況とも田

変更後の用途は、防災拠点（避難場所及び防災資機材設置個所）及び集会所駐車場
変更理由は、●●地区集会所は、災害時の避難場所になっており、集会所周辺に防災資機材設置場所が必要であるが、当該申請箇所以外に適所がないためこの農地を利用し、地区の防災拠点及び地区集会所の駐車場として利用するため。

[地区担当農業委員 ●●委員]

5月21日に事務局の●●さんと、●●さんの3人で現地確認を行いました。現地は現在は田んぼで、変更後駐車場となりますが、周辺農地に悪影響はないと思われます。また、防災拠点としても他に適地もなく、この案件は問題ないと判断します。

この件については、全員異議なく承認とする。

議案第5号

(下限面積の設定について)

[事務局 ●●説明]

(設定理由)

「農業委員会の適正な事務実施について」(平成21年1月23日付け20経営第5791号農林水産省経営局通知)が平成22年12月に改正されたことにより、下限面積を毎年見直す必要がでてきたため、仁淀川町の下限面積の設定について見直すものであります。

本町においては、近年高齢化及び新規就農者の減少が著しく、山間地域の点在小規模農地の荒廃化を防ぐため、またUターン・Iターン等の新規就農者等に農地の所有権移転を容易にするために、農地法第3条第2項第5号及び農地法施工規則第20条第2項の規定により、平成22年1月27日に下限面積を30アールから10アールに引き下げております。

今回の見直しについては、引き下げ後、所有権の移転等容易になるなど効果が出ていますので、引き続き下記の通りの下限面積の設定で問題ないものと思われます。

下限面積 10アール

この下限面積の設定については、全員賛成により可決しました。

その他

なし。

〔会 長〕 以上で平成27年度第1回農業委員会を閉会する。

閉会 午後5時10分

上記の会議の次第は、事務局職員●●が記録したもので、その内容は正確であることを証するため、ここに署名する。

署名委員

署名委員